

重要管理地域における管理の内容（案）

手 順	項 目	内 容 ・ 考 え 方
1．管理計画の策定	策定の主体	当該重要管理地域を設定した者が主体となって地域別に管理計画を策定。
	策定の手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定主体が地元自治体や利害関係者と調整を図りながら計画を立案。 ・ 特に、設定した地域内に住民がいる場合には、日常生活に支障が及ばないように配慮。 ・ パブリックコメントを実施するとともに、計画内容の普及啓発に努める。 ・ 必要が生じれば計画は変更できるものとし、計画変更の場合についても、同様の手順をとるものとする。
	保全水準等の設定	当該地域において、管理により保とうとする保全水準を定性的に（可能であれば定量的に）明示。
	計画に定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の範囲（重要管理地域として設定した区域） ・ 当該地域の保全対象 ・ 管理の目標（保全対象の保全水準等） ・ 計画期間 ・ 具体的な管理に関する事項（移入種の侵入予防、移入種の監視、移入種の防除） ・ その他管理目標を達成するために必要な事項等
	計画の期間	保全対象とした生物多様性が保全すべき水準を保っているのか確認し、地域を指定したことの効果を検証するため、10～20年程度の計画期間を定める。
2．移入種の侵入の予防	意図的導入における予防措置	<p>当該地域に従来より生息・生育する種としてリストアップしたものを除き、意図的に導入する際には事前にリスク評価を行い、導入の可否を判断することとする。</p> <p>ただし、地域内で日常生活を営む者が食用に供するもの等、リスク評価の対象外とするのが適当なものを別途規定。</p> <p>当該地域への主要な進入経路において、入込者の持込物検査や質問を実施。</p>
	非意図的導入に関する予防措置	<p>保全対象及びそれに影響を与えうる移入種の特徴を考慮し、必要に応じて例えば地域に入る者に靴底の洗浄を求める等の措置を指示。</p> <p>土壌、土木資材等の持ち込みに際して移入種の付着・混入が懸念され、保全対象に及ぼす影響も大きいと考えられる場合には、非意図的な導入を防止するために必要な措置を指示。</p>

手 順	項 目	内 容 ・ 考 え 方
3 . 移入種の侵入状況等の監視（モニタリング）	保全対象及び移入種影響のモニタリング	<p>保全対象（生態系、種等）が健全な状態を保っているのか、移入種による影響が及んでいるのかを、地点及び頻度を定めて調査。</p> <p>例えば、保全対象が動物種の場合、モニタリング結果からその分布、生息密度等进行分析するほか、捕獲個体を調べることにより年齢、繁殖状況、食性等を把握し、地域で置かれている状況を推察する。</p> <p>一方、問題化が懸念される移入種についても、分布、幼生の割合、胃内容物等の調査により、保全対象への影響、将来的な影響予測について判断する。</p>
	地域への進入経路におけるモニタリング	<p>保全対象に影響を及ぼすことが懸念される移入種の進入経路を特定し、その中で地点及び頻度を定めて調査。</p> <p>時系列を追うことで、移入種の拡散状況や、生物相の構成要素の変化を把握するとともに、地域の生物相に関する将来予測を行う。</p>
4 . 侵入した移入種の防除	防除内容の決定	<p>保全対象に対する移入種の影響を確認し、その程度に応じて、当該移入種の根絶、個体数の減少による影響緩和、生息範囲の制限による影響の囲い込み等の措置内容を決定する。</p>
	防除計画の作成	<p>防除実施による最終的な目標、防除を行う期間、範囲、実施主体及び関係者との連携・協力体制等について、防除計画として定める。計画作成にあたっては、利害関係者等との合意を得ることとする。</p> <p>移入種の捕獲による個体数削減以外に、例えば在来種の生息環境を整備する等、効果的な手法がある場合にはそれらを複合的に用いる。</p>
	防除の実施体制	<p>防除の実施主体は重要管理地域の設置主体と同一となるのが自然であるが、地元関係者をはじめ、関係機関、ボランティア団体等の協力も得ながら効果的な防除に向け体制の整備を図る。</p>
	防除事業の支援	<p>防除計画を定めそれに基づいて防除を行う場合には、その必要性・公益性の観点から、関連する法（自然公園法、鳥獣保護法等）の許可制度を緩用する等の支援措置を講ずる。</p>
5 . 保全対象の再生・回復	再生・回復手法の検討	<p>防除よりも、環境基盤の整備等の手段を主体的に用いることにより、移入種によって改変された生物多様性を再生・復元・回復等させる場合には、自然再生推進法に基づく自然再生事業、自然公園法に基づく公園事業としての植生復元施設・動物繁殖施設の整備事業等、取りうるいくつかの手法を検討する。</p>